

社会福祉法人大和市社会福祉協議会評議員候補者選出等に関する規程

昭和52年4月1日  
和社協規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会定款（昭和52年厚生省社第313号。以下「定款」という。）第7条第4項の規定に基づき、評議員候補者の選出等について必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第2条 評議員候補者は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会会員規程（平成7年和社協規程第5号）第6条に規定する種別会員の中から、次に掲げる区分ごとに指名又は推薦された者について選出する。

種別	評議員数
第1種会員	8人以上9人以内
第2種会員	9人以上10人以内
第3種会員	2人以上3人以内
第4種会員	2人以上3人以内
第5種会員	2人以上3人以内
第6種会員	2人以上3人以内
合計	25人以上31人以内

(評議員候補者の推薦)

第3条 前条の規定に基づいて選出された者は、評議員候補者として理事会で決定し、定款第7条第1項に規定する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）に推薦するものとする。

(評議員の選任)

第4条 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員を選任する。

(評議員の解任)

第5条 評議員が次のいずれかに該当するときは、理事会において評議員の解任について決定し、委員会に提案することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、社会福祉法人大和市社会福祉協議会定款変更(神奈川県福総第169号)の施行する日から施行する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月22日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年2月21日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この規程の例による。
- 3 前項の規定に基づいて選任された評議員の任期は、平成29年4月1日から起算するものとする。